

CU三多摩ニュース No.52

2019. 11. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

継続中の労働相談 10 件以上

身近な人の悩みに耳を傾けて

現在CU三多摩に寄せられている継続中の相談対応は10件以上で、解決に奮闘中です。

- ① 認可保育園保育士等4人の争議：契約の不履行とパワハラによる退職。賃金未払い分請求や慰謝料の要求。
- ② マッサージ店賃金未払い事件：契約書通りの賃金支払い不履行。事業主が団体交渉に応じず、地裁立川支部へ提訴中。第一回公判が12月11日午後1時30分開廷、傍聴に参加を。
- ③ 大手出版社系外国語教室講師（外国籍）の不利益問題：処遇の不利益とマネージャー手当を請求。団体交渉を継続している。
- ④ スクールソーシャルワーカーの雇用問題：就労日数減少、今後の雇用継続など教育委員会と交渉中。
- ⑤ 資料館学芸員の不当処分問題：施設内の歴史的建造物保存を願い、各方面に保存について連絡した事が管理運営企業体の名誉を著しく傷つけた、と懲戒処分を受ける。処分撤回を求め団体交渉を行うも認めず、再交渉中。
- ⑥ パート清掃員の解雇：ビルメンテナンス企業が雇用契約期間内であるにも関わらず解雇。労働審判へ。
- ⑦ 介護事業所での配置転換退職勧奨：異動命令が出たが、嫌がらせだとして退職時に未払い残業代などを請求し団体交渉準備。
- ⑧ コンビニアルバイトパワハラ問題：雇用期限のないアルバイト。オーナー等のパワハラにより就業不可能。退職に伴う解決金を要求。

⑨ タクシー運転手パワハラ問題：営業所所長によるパワハラ事件で団体交渉を準備中。

⑩ 産廃労働者の解雇：労働者としての地位確認を求めて団体交渉中。

等で12人の相談員が支援体制を作り対応中。

私たちの周りに悩んでいる労働者はいませんか。外国籍の労働者も過酷な働き方と無権利状態に置かれていることもあります。一人でも多くの人が安心して働けるよう、CU三多摩組合員の横のつながりで解決に繋げていきましょう。

教師の働き方改革に待った

先生も子どもたちも追い込む

「1年単位の変形労働制」はやめて!!

多摩稲城分会 堀 恵子

働き方改革の名のもとに、それとはまったく逆

の、先生たちに長時間労働を強いる法案が、閣議決定され今国会で導入されようとしています。



変形労働制はもともと時期によって「繁閑」がある職場に取り入れられたものですが、学校には馴染みません。学校では「閑散期」などありません。先生方は夏休みも面談、夏季プール、部活、研修などで追われています。

学校は、今16時45分で退勤できます。しかし、その時間に帰ることが出来る日はほとんどありません。それが、18時まで労働時間になると、そこまで会議や打ち合わせ、子どもの指導が入って来るので、授業の準備や採点など個人で行う仕事はその後になります。

今でさえ平均12時間働いていると言われてなのに、結局今よりもっと遅くまで残って仕事をするか、持ち帰るか、早朝出勤をするか。いずれの場合も長時間労働になってしまいます。過労死の防止にはなりません。

今必要なことは、教職員の数を増やして業務量を減らすことではないでしょうか。【投稿】

非正規雇用の処遇改善の法改正を

学んで組合活動や相談に生かそう

11月10日のCU三多摩協議会の執行委員会で、『非正規雇用の処遇改善への対応』についての学習会を行いました。講師は当組合書記次長の北村博昭氏です。以下に要旨を掲載します。

◆ 非正規雇用労働者の処遇改善の流れ

①働き方改革の三つの柱【労働参加率の向上】【労働時間の削減】、【非正規雇用の処遇改善】

②非正規雇用の処遇改善として、同一労働同一賃金に関する法律の整備が行われた。大企業2020年4月1日より。中小企は業2021年4月1日施行となる。

◆ 同一労働同一賃金の趣旨・内容

①基本給、賞与その他、正規職員との不合理な違いの禁止（パートタイム労働法第8条、労働契約法第20条）。

②不合理な処遇改善の規定（就業規則など）の整備が義務化。説明責任の強化。行政による事業主への助言・指導。

◆ 具体的検討（諸手当、福利厚生、基本給）

手当等のそれぞれの目的に照らして合理的か否か個別に判断する。

①基本給及び昇給：職務の範囲や職務や配置の範囲同じなら同一。相違があるなら合理的な差異は可。

②賞与：同一の貢献には同一金額。

③各種手当：役職、作業、特殊勤務、精皆勤、時間外労働割増金、深夜・休日労働、通勤、出張、食事、単身赴任、地域などの各手当も目的に照らし個別に判断し、合理的でない処遇の差は違法となる。

④福利厚生：休暇等は同一の付与。法定外有給休暇：同一付与。教育訓練：同一職務内容なら同一付与。違いがあればそれに応じる。

◆ 職務評価（厚生労働省のガイドライン有）

職務評価の実施に当たっては、均等・均衡のチェックなど合理的に行わなければならない。

◆ 労働組合は

多様な正社員、多様な働き方の中で、働く仲間の団結を確保すること。会社の方針や財部状況、就業規則等を確認し、必要な是正をさせる。個別の問題を解決すべく、相談体制の確立、働く者の権利を守る取り組みを引き続き進めることが求められている。以上。

CU三多摩10月の宣伝行動

【多摩稲城支部】10月29日（火）18時から19時まで、雨の残る京王線若葉台駅で相談活動と最低賃金について宣伝にとりくみました。

この日の参加は4人。最低賃金改定のチラシと

CUのパンフレットを120セット配りました。

また、清瀬東久留米支部は清瀬駅で、東大和



市駅でも最低賃金改定のお知らせをしました。

CU東京・三多摩協議会

2020年 新春のつどい

時 2020年1月18日（土）
午後4時開会

場所 北多摩西教育会館ホール

会費 2000円

★来年も組合活動を発展させ、労働争議勝利へ決意を固め合います。

★ご友人や仲間を誘ってぜひご参加下さい(申し込み受付中)♡